

「福島イノベーション・コースト構想『発見！スゴイノベ』動画等 PR 及び情報発信事業改善業務」
仕様書

1. 委託業務名

福島イノベーション・コースト構想『発見！スゴイノベ』動画等 PR 及び情報発信事業改善業務

2. 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）

3. 背景及び業務目的

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等 15 市町村*（以下「イノベ地域」という）の産業を回復させるために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。

令和 7 年度、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）では、イノベ地域への産業集積や交流人口の拡大、人材育成等といった構想を伝える動画「発見！スゴイノベ」及びその静止画等（以下「既存動画等」という）を制作し、インターネット広告等のプロモーションを実施した。

本業務は、昨年度制作した既存動画等を活用した広告配信を展開することにより、さらなる構想の認知度向上と理解促進を図るとともに、機構が実施する各種情報発信コンテンツについて、ターゲット層への情報到達及び行動喚起の観点から現状分析を行い、次年度以降の効果的な情報発信施策の検討及び改善につなげることを目的とする。

※浜通り地域等の 15 市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯館村

4. 委託業務の概要

- (1) 広告配信の企画・設計・配信
- (2) 広告クリエイティブ制作・編集
- (3) 遷移先ページ（LP）の制作
- (4) データ納品・媒体対応
- (5) 権利関係・各種手続き
- (6) 効果検証（広告配信結果、LP 及び機構 Web サイトのアクセス解析・報告）
- (7) 情報発信事業改善

参考：令和 7 年度制作動画「発見！スゴイノベ」は以下のとおり。

<https://www.youtube.com/watch?v=ebN2kNBjPA8>

※動画コンセプト静止画等のデータ等は「（別紙 1）R7.実績報告書（プロポ用）」参照

※別紙 1 は、本事業に係る企画提案を行うためのみに使用するものとする。

5. 委託業務の内容

(1) 広告配信の企画・設計・配信

以下のターゲット層に向け、「5.(3) 遷移先ページ(LP)の制作」で定める遷移先ページ(以下「LP」という。)で提供する基礎的な情報の認知及びさらなる理解促進並びに行動喚起を目的とした広告配信を行うこと。配信期間及び予算配分については、契約後に機構と協議のうえ決定し、実施することとする。

なお、設定した目標を達成した場合においても、配信効果の最大化に向け、継続的かつ効果的な広告配信を行うこと。

広告配信における主なターゲット層は次のとおりとする。

- ・地域の担い手と見込まれる世代(主に18~25歳)
- ・子育て世代、移住やまちづくり、起業に関心のある層
- ・交流・関係人口として期待する層

ア 広告配信の企画・設計

既存動画等を活用し広告配信を行うこと。機構が管理するInstagram及びYouTube等のアカウントを使用した広告配信も可とする。提案にあたっては、以下の内容を明示すること。

- ・選定媒体の根拠及び想定ターゲット
- ・配信期間
- ・予算配分
- ・広告クリエイティブの概要
- ・広告掲載先(可能な限り明示すること)
- ・評価指標(KPI)及び目標値(効果見込)

※「5.(6) 効果検証(広告配信結果、LP及び機構Webサイトのアクセス解析・報告)」に定める評価方針に基づくこと。なお、KPI及び計測手法については、実現可能性及び妥当性が分かるよう記載すること。

(2) 広告クリエイティブ制作・編集

既存動画等を活用し、媒体特性及びターゲットに応じた広告クリエイティブ(尺変更、ナレーション・BGM・効果音追加、静止画化、構成変更等)の再編集提案を可とするが、既存動画等に出演する俳優の再起用を伴う追加撮影は想定していない。

なお、権利関係の取扱いについては「5.(5) 権利関係・各種手続き」に基づき適切に処理すること。また、企画段階及び編集段階において、機構による内容確認の機会を設けること。

ア 制作要件

- ・トレンドを意識し、ターゲットへの訴求力のあるデザインとすること
- ・媒体特性に応じた動画(縦型・横型等)やバナー広告を制作すること
- ・BGM、音響、視覚的表現を効果的に活用すること
- ・理解促進のため、必要に応じて字幕を付与すること

イ 付随制作物

- ・動画説明文（公開時に使用するテキストを媒体に応じて制作）
- ・サムネイル画像（媒体に応じて制作）
- ・機構ウェブサイト掲載用：①スライダー（1080*1920px）、②バナー（350*100px）

(3) 遷移先ページ（LP）の制作

広告配信の遷移先として、機構 Web サイト内（WordPress）に LP を制作すること。本 LP は、広告配信の目的である認知・理解促進に加え、ユーザーの行動喚起につながる構成とすること。

ア 制作

LP の構成、デザイン及びコンテンツ内容については、受託者が企画・制作すること。

イ 掲載内容・構成

動画及び関連情報を適切に掲載し、PC・スマートフォン・タブレットでの閲覧に対応したレスポンシブデザインとすること。また、ページ構築後も機構により適宜内容の修正・情報追加が可能な仕様とすること。

ウ 確認

企画段階及び制作過程において、機構による内容確認の機会を設けること。

エ 運用・更新

LP 公開後の閲覧状況等を踏まえ、レイアウト等の修正・更新に対応すること。なお、機構ウェブサイト管理委託先との連携を要する場合があるため、関係者との調整を考慮すること。

(4) データ納品・媒体対応

動画データ（mp4）、画像データ（PNG）を納品すること。

多様な媒体での活用を想定し、アスペクト比変更や形式変換に対応すること。

(5) 権利関係・各種手続き

ア 権利処理

肖像権、著作権等の必要な手続きを行うこと。既存動画等の主演俳優の権利関係については「(別紙 2) 福島イノベーション・コースト構想『発見！スゴイノベ』動画等のプロモーション業務」を参照のこと。

なお、当事業の成果品の著作権は機構に帰属し、機構のパンフレット等への二次利用を可能とするものとする。

イ 各種調整

関係者への調整・許可取得や必要経費（使用料等）の支払いを行うこと。

ウ 使用期間

動画等の使用期限は令和 10 年 12 月 21 日（木）とする。

※令和 7 年度制作「発見！スゴイノベ」動画の公開期限

なお、LP は業務委託期間終了後も構想や取組紹介ページとして活用するため使用期間には含めない。

(6) 効果検証（広告配信結果、LP 及び機構 Web サイトのアクセス解析・報告）

広告配信結果及び LP 等のアクセス状況について効果測定・分析を行うこと。また、月 1 回程度の打合せにおいて、その結果及び改善提案内容を報告すること。分析結果については、広告配信期間中の運用改善及び本業務における効果検証に活用できる内容とし、専門的知識を有しない者にも理解しやすい表現とすること。

ア 分析環境の活用・助言

機構が管理する Google Analytics (GA4)、Google タグマネージャーの活用を前提として、計測項目、分析指標、可視化方法等について必要な助言を行い、PDCA サイクルの運用に資する改善提案を行うこと。

なお、機構が管理する各種ツールについては、本業務の実施に必要な範囲で、契約締結後に受託者へ閲覧権限を付与するものとする。

また、既存ツール以外に、広報施策の改善に有効な分析ツール等がある場合は、導入効果及び概算費用を含め提案すること。

なお、本業務で整備する分析環境、タグ設定、ダッシュボード等は、機構において継続活用可能な形とし、必要な権限設定、設定内容の共有、操作説明を行うこと。

イ 広告効果の評価方針 (KPI)

本業務における広告効果については、「認知」「関心・理解」「行動」の各段階に基づく指標設定を基本とする。指標の例は以下のとおり。

認知：表示回数、動画再生数、リーチ数等

関心・理解：クリック率 (CTR)、完視聴率、LP 遷移率等

行動：LP 流入数、滞在時間、回遊率、他ページ遷移率、属性傾向分析等

本年度は、構想及び動画コンテンツの認知度向上並びに理解促進を主な目的とし、広告から LP への流入状況、LP 内での閲覧・回遊、他ページへの遷移状況等を要点とする。提案にあたっては、上記を参考に KPI 項目、目標値、計測手法及び改善方針を示すこと。

なお、より効果的な指標設定があれば積極的に提案すること。

(7) 情報発信事業改善

次年度以降の効果的な情報発信施策の実施に向け、機構が現在実施している各種情報発信コンテンツについて、ターゲット層への情報到達及び行動喚起の観点から現状分析を行い、改善提案を行うこと。

ア 想定ターゲット層

以下を想定ターゲットとし、それぞれについての分析、改善提案を行うこと。

① 将来の担い手となる県内在住の高校生および大学生

② 上記①の保護者

③ 本県に関心を寄せ、または地方創生やまちづくり、復興に関心を持つ県外在住の若年層 (18~25 歳)

④ 起業に関心のある県外在住層 (18~40 歳)

イ 対象コンテンツ

- ・機構 Web サイト <https://www.fipo.or.jp/>
- ・Hama Tech Channel <https://www.fipo.or.jp/htc>
- ・「発見！スゴイノベ」 <https://www.fipo.or.jp/news/40000>
- ・各種パンフレット <https://www.fipo.or.jp/news/42465>
- ・その他機構が運用する SNS 等 <https://www.fipo.or.jp/socialmedia>

ウ 実施内容

受託者は、既存コンテンツに係るアクセス解析結果、広告配信結果その他既存データ等を活用し、以下の内容を実施すること。なお、具体的な実施内容については、機構と協議のうえ決定すること。

- ・各コンテンツの役割及び情報発信状況の整理
- ・ターゲット層への情報到達状況及び課題分析
- ・コンテンツ間の導線設計に関する分析
- ・必要なコンテンツ及び効果的な情報発信手法の提案
- ・次年度以降の改善施策の提案

エ 成果物

受託者は、本業務の実施結果として、以下の内容を含む報告書等を作成すること。

- ・現状分析結果
- ・ターゲット整理
- ・コンテンツ及び導線設計に関する提案
- ・情報発信手法及び改善施策提案
- ・改善施策の KPI 案
- ・実施スケジュール案

6. 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、認知後速やかに機構に報告するとともに、受託者が責任を持って対応すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、広告配信にあたっては、掲載先媒体の内容及び掲載面の性質に十分留意し、機構の信用又は信頼を損なうおそれのある媒体への掲載を行わないこと。

7. 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	主任担当者通知書	様式第1号	電子	委託契約書第3条の規定により提出すること
2	事業着手届	様式第2号	電子	委託契約書第8条の規定により提出すること
3	一部再委託届出書	様式第3号	電子	委託契約書第9条第2項の規定により提出すること
4	業務実施体制図	任意様式	電子	責任者及び担当者を明記すること
5	業務実施工程表	任意様式	電子	
6	その他	任意様式	紙・電子	委託者が必要と認める書類・データ

(2) 業務完了時、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	事業完了届	様式第4号	電子	委託契約書第17条の規定により提出すること
2	事業実績報告書	様式第5号	電子	〃
3	業務報告書	任意様式	電子	本業務の結果を踏まえ、次年度以降の効果的な広報モデル（ターゲット、媒体、訴求内容、運用体制、計測方法等）を提案すること。※他に機構から要望があった項目については、これに応じること。
4	経費に係る内訳書	任意様式	紙・電子	
5	その他	任意様式	紙・電子	本業務で制作した動画・画像等のデータ一式、委託者が必要と認める書類・データ

(3) 検査完了及び委託の額が確定後、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	請求書	様式第6号	紙・電子	委託契約書第18条の規定により提出すること

(4) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部交流促進課

住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電話：024-581-6893

メールアドレス：koryu-sokushin6893@fipo.or.jp

8. その他、業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者について、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、計画的に業務を遂行すること。
- (3) 業務の具体的な内容については、委託契約書及び仕様書に基づき、機構と受託者で協議の上、決定する。なお、企画提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 受託者は、機構と定期的に打合せを行い、進捗状況を的確に報告すること。なお、オンライン打合せも可とする。また、業務の進行状況等について機構が求めた場合は速やかに報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、対応を決定する。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 本業務で制作した成果品等の著作権及び所有権並びに翻案権は、機構に帰属する。なお、委託業務終了後、成果品等の内容変更等を機構で行う場合がある。
- (7) 受託者は、一切の著作権者人格権及び実演家人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。
- (8) 受託者は、機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに機構へ報告すること。なお、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとするが、その紛争の処理において、機構も必要に応じて協力するものとする。
- (10) 本業務は、国の交付金等を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合がある。検査の対象となった際には、協力すること。